第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
き線管路総延長	118,639	km
［略］		
電線共同溝総延長	1,575	km
情報ボックス総延長	8,312	km
［略］		
ＱｏＳ制御係数	1.27	—
［略］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	108	pps／Mbps
［略］		
土地単価時点補正係数（北海道）	1.0005	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6749	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7185	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.2376	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6330	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7599	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8373	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7235	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7205	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7233	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9424	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	1.0385	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.2420	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	1.0258	—

改正前

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［同左］		
き線管路総延長	120,474	km
［同左］		
電線共同溝総延長	1,568	km
情報ボックス総延長	8,324	km
［同左］		
ＱｏＳ制御係数	1.24	—
［同左］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	116	pps／Mbps
［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9805	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6730	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7157	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1843	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6288	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7578	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8297	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7180	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7211	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7243	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9222	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9890	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1575	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9846	—